

## 令和4年度 事業報告

自 令和4年4月1日 ～ 至 令和5年3月31日

### I 概況

公益社団法人新津法人会の令和4年度の事業活動は、長期化する新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえての活動となりましたが、令和4年度事業計画に則り、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を行いました。

事業の実施に当たっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、社会貢献活動にも積極的に取り組み、企業の発展、地域の活性化に寄与するための諸施策に取り組みました。

主な事業活動は以下のとおりです。

#### 【公益関係】

税を巡る諸環境の整備改善等を図る事業として、新型コロナウイルスの感染状況を見据えながら徹底した感染拡大防止策を講じて「法人税・消費税の申告説明会」を開催し、公益性を高めるため、会員のみならず一般市民にも参加していただきました。

租税教育活動では、小学生を対象にした「租税教室」や絵はがきコンクール」、また一般市民を対象にした「税金クイズ」を実施し、税金の果たす役割や、その大切さについて考える機会を提供しました。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報を実施いたしました。

税制改正提言事業では、今後の望ましい税制のありかたについて、建設的な税制提言活動を実施しました。

地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、新型コロナウイルスの感染状況を見据えながら徹底した感染防止策を講じて講演会を開催し、会員・非会員を問わず参加していただきました。その際、参加者からタオルの寄付を募り、社会福祉施設へ寄贈しました。

#### 【共益関係】

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、また最終年度となる法人会の福利厚生制度創設50周年キャンペーンなどの会員の福利厚生に資する事業を積極的に推進しました。

#### 【管理関係】

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動態勢の確立等管理運営に努めました。

## II 公益関係

### [1] 税を巡る諸環境の整備改善事業

#### (1) 税に関する研修・セミナー事業

##### ① 各研修会・セミナー事業

#### 項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
法人税・消費税の申告説明会	6回	108名	新津税務署担当官
新設法人税務研修会	1回	2名	新津税務署担当官
年末調整説明会及びインボイス制度説明会	2回	15名	新津税務署担当官
国税局査察部	1回	32名	新津税務署署長 村山彦紀氏
合計	10回	157名（うち非会員46名）	

※ 税法・税務関連の各種テキスト等を、法人会 PR チラシ・会報・機関誌とともに研修会などの開催時に会員及び一般市民に配付しています。

#### 研修用教材等の作成・配付

- ① 令和4年度版 税制改正のあらまし 速報版
- ② 令和4年度 税制改正のあらまし
- ③ 令和4年度 会社の決算・申告の実務
- ④ 令和4年度版 会社取引をめぐる税務Q&A
- ⑤ 令和4年度版 源泉所得税実務のポイント
- ⑥ 令和4年分 会社役員のための確定申告実務ポイント
- ⑦ 契約書や領収書と印紙税
- ⑧ 適格請求書当保存方式の概要
- ⑨ 年末調整実務のポイント
- ⑩ 消費税インボイス制度について知りたい
- ⑪ 基礎からわかるインボイス
- ⑫ 自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑬ 〈インボイス制度〉登録申請手続は、e-Tax をご利用ください。
- ⑭ 国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください。
- ⑮ 従業員の個人住民税は 特別徴収して納めましょう！

##### ② インターネットセミナー（オンデマンド）の提供

法人会では新しい研修会の形態として24時間いつでも無料でご覧いただけるインターネットセミナーの提供を行っており、税務・経営・労務・健康等広範囲の内容で多彩な講師陣を揃え、多数の方にご利用いただいております。

今年度のアクセス回数は以下の通りとなりました。

【月別利用状況】

令和4年度(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
アクセス数	445	327	344	469	311	339	349	276	353	246	223	295	3,977
一般利用	8	6	10	10	5	9	8	3	8	7	10	8	92
会員利用	50	53	56	54	50	44	65	59	46	45	48	86	656

(2) 租税教育活動

公益法人として、「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

① 租税教室

小学生・中学生を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうため、青年部を中心に「租税教室」を開催しました。児童・生徒に楽しく学んでもらえるよう、1億円のレプリカを用いるなど様々な工夫を凝らし、消毒液、使い捨て手袋の用意、マスク着用、検温をするなど、感染拡大防止策を徹底した上で実施しました。

事業	開催場所	出席者数
租税教室	五泉市立村松小学校	56名 青年部・女性部5名
	五泉市立大蒲原小学校	13名 青年部3名
	五泉市立愛宕小学校	45名 青年部・女性部6名
	新潟市立新津第三小学校	135名 青年部・女性部6名

② 税の啓発用資料等配布 実施状況

親会 青年部	署管区内中学校3年生 4校 367名	<ul style="list-style-type: none"> <li>税の啓発テキスト「タックスフントとけんたくん」</li> <li>法人会ロゴ入りクリアファイル</li> <li>蛍光ペン</li> <li>ウェットティッシュ・メモ帳</li> </ul>
親会 女性部	署管区内小学校6年生 22校 981名	<ul style="list-style-type: none"> <li>税のマンガ本「おじいさんの赤いつぼ」</li> <li>法人会ロゴ入りクリアファイル</li> <li>受賞作品絵入りポケットティッシュ</li> <li>「税に関する絵はがきコンクール」応募はがき</li> </ul>

③ 新津税務署管内各協議会会議に出席

開催日	名 称	出席者
令和4.6.2	新津税務署管内 租税教育推進連絡協議会 総会	1名
令和4.6.2	新津税務署管内 税務協力団体協議会 総会	2名
令和4.9.13	新津税務署管内 税務協力団体協議会 役員会	2名

#### ④ 租税教室講師養成研修に出席

開催日 令和4年5月13日（金）  
場 所 新潟地域振興局新津庁舎（新潟市秋葉区）  
講 師 新潟税務署 宮崎税務広報広聴官  
参加者 1名

#### ⑤ 税に関する絵はがきコンクール

女性部主催の「第11回 税に関する絵はがきコンクール」を開催いたしました。  
小学6年生の児童を対象に、租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。  
令和4年度は、7校から247作品の応募があり、その中から、金賞、銀賞、銅賞、新津税務署長賞、けんた君賞を選定し、賞品を添えて表彰しました。  
全受賞作品を2月16日から3月15日まで秋葉区役所6階確定申告会場通路に、3月16日から24日まで小須戸まちづくりセンター1階ロビーに展示、金賞、銀賞、銅賞、新津税務署長賞と五泉市内の小学校の全応募作品を2月21日から3月15日まで五泉市役所4階確定申告会場に展示しました。

### (3) 税の広報活動

#### ① 新津法人会会報「法人会だより」及び全法連機関誌「ほうじん」の配付

会報配付	会報「ほうじん新津」	年2回	各1,100部
機関誌配付	「ほうじん」(季刊誌)	年4回	各1,100部

#### ② 税金クイズ

税金クイズ開催	たなばたコンサート	1回	33名参加（うち非会員16名）
	社会貢献講演会	1回	35名参加（うち非会員13名）

女性部主催のたなばたコンサートと社会貢献講演会会場で、一般市民を含む参加者に税に関するクイズを出題し回答してもらうことで、楽しみながら税金について考えていただきました。

参加者全員には「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品絵入りのポケットティッシュを配付しました。また、地域の広報紙でのイベント告知でタオル・古切手収集の呼びかけを行い、開催当日に収集しました（タオル100本・古切手100g）。

#### ③ e-Tax 広報

- ・法人税・消費税の申告説明会時にチラシを配付
- ・会報「ほうじん新津」に掲載

#### ④ ホームページによる税の広報

国税庁の最新情報をホームページのリンクによりお知らせしています。  
また、各種研修会の情報を掲載し、会員及び一般市民への参加を呼び掛けています。

## ⑤ 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成したツール（自主点検チェックシート・ガイドブック）を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。具体的には、法人税・消費税の申告説明会時やホームページでのツールの紹介を行いました。

## [2] 税制提言活動

### (1) 税制改正に関する提言の概要

令和4年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとし、国・地方を通じ徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した施策の提言を取りまとめました。

さらに、「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、4月12日付で全法連へ提出しました。

県法連がまとめた要望事項は、「資料1」(P.14)の通りです。

### (2) 税制改正要望大会への参加

開催日 令和4年10月13日(木)

会場 幕張メッセ(千葉市)

来賓 阪田国税庁長官、熊谷千葉県知事、神谷千葉市長

参加者 1,600名(新津法人会から1名)

#### 令和5年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、  
税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、  
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、  
中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。  
本格的な事業承継税制の創設を！

### (3) 要望実現のための提言活動の展開

全法連・各県連および単位会とも要望実現のための提言活動を展開し、新津法人会としては会長・税制委員長・事務局長で編成した要望団によって、令和4年12月6日に管内地方自治体に対する要望活動として、五泉市長並びに市議会議長へ提言書を提出しました。

#### (4) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われたものは、「資料 2」(P. 19) の通りです。

### [ 3 ] 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

#### (1) 経営支援に関する研修会

##### 項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
スポーツ放送こぼれ話～一流の条件～	1 回	4 9 名	元NHKアナウンサー 齋藤 洋一郎 氏
日本酒よろず話～ 日本酒の楽しみ方と 海外輸出～	1 回	2 5 名	下越酒造(株)代表取締役 社長 佐藤 俊一氏
合 計	2 回	7 4 名	

#### (2) 地域社会貢献事業

##### ① 社会貢献活動特別講演会

日 時 令和 5 年 3 月 7 日 (火)

場 所 ガーデンホテル「マリエール」(五泉市)

講 師 日本救急救命士協会会長 鈴木 哲司 氏

テーマ 「命をみつめて」

参加者 3 5 名 (会員 2 2 名 非会員 1 3 名)

タオル収集数 3 0 本

##### ② いちごプロジェクト（節電運動）の呼掛け

全法連女性部会が中心となって実施している「いちごプロジェクト（15%節電運動）」のパンフレットとうちわを、会員企業に配付したほか、商工会議所の窓口に置いてもらい一般市民へも節電を呼びかけました。

(パンフレット 1,300 枚・うちわ 700 本配布)

##### ③ オリジナルキャラクターグッズの活用

新型コロナウイルス感染防止用に、オリジナルキャラクター「けんたくん」ロゴ入り抗菌マスクケースとウェットティッシュを研修会・租税教育活動等の参加者に配付しました。

##### ④ 今年度の福祉施設への寄贈

年間を通して研修会・講演会等の参加者や、会員・一般市民から寄付された古タオル・古切手は以下の通り福祉施設等に寄贈しました。なお、「使用済み切手」は社会福祉協議会にて換金され、その収益金は災害支援資金基金に積み立てられ被災地支援等に活用されています。

施設名	寄贈内容	寄贈日
秋葉区社会福祉協議会	使用済み切手 4 kg	令和 5 年 3 月 15 日
特別養護老人ホーム「はさぎの里」	新・古タオル 460本	令和 5 年 3 月 15 日

### Ⅲ 共益関係

#### [1] 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

##### (1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては、廃業や合併等に伴う退会により、会員数は減少傾向にあります。令和4年度は会員企業の福利厚生の実施を中心として活動し、保険会社3社、青年部、女性部にも一層の協力を要請しました。また、各種研修会での一般参加者への入会勧奨など会員増強に努めました。

##### 会員数 推移

所管法人数	会 員 数			加入率%	5年3月末
	3年12月末	4年12月末	増減数		
1,843	628	623	△5	33.8%	623

##### (2) 広報活動の充実

###### ① ポスターによるPR

全法連で作成したポスター「税に強い経営が次世代を支える！」を各種法人会の研修会場に掲示しPRに努めました。

② 地元紙「にいつホットステーション」等に広告を掲載し、会報「ほうじん新津」・全法連機関誌「ほうじん」を公共機関や公共施設内に配置したほか、研修会等の参加者に配付し一般市民への税知識の普及・納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

また、あきはなび打ち上げに寄付し、会場アナウンスにてPRしました。

##### (3) 部会等事業の充実

##### 会議、研修等開催状況

部 会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
青 年 部	通常総会	1回	6名
	役員会等	3回	16名
	租税教育活動	3回	7名
女 性 部	通常総会	1回	10名
	役員会等	5回	34名
	租税教育活動	4回	18名

① 青年部の活動

事業名	実施回数	参加人数
租税教室講師養成講座に参加	1回	1名
「租税教室」実施	4回	7名
納涼会実施	1回	10名
インボイス制度勉強会実施	1回	3名
第38回県連青年部会連絡協議会合同セミナー参加（佐渡大会）	1回	2名
局連青年部会合同セミナー参加（長野大会）	1回	1名
三条・燕西蒲法人会青年部会との合同視察研修会参加（三条市）	1回	6名
「株と投資信託の基礎と具体的な活用例」講演会	1回	10名

② 女性部の活動

事業名	実施回数	参加人数
「租税教室」参加研修	3回	5名
第16回法人会全国女性フォーラム参加（静岡大会）	1回	4名
「たなばたコンサート」 出演 カズミン・ドットコム	1回	6名
税金クイズ開催 「たなばたコンサート」会場で実施	1回	6名
第17回県連女性部会連絡協議会合同セミナー参加（村上大会）	1回	6名
新津税務署との税務懇談会	1回	7名
第11回税に関する絵はがきコンクール審査会	1回	7名
税に関する絵はがきコンクール作品展示3会場 （秋葉区役所・五泉市役所・小須戸まちづくりセンター）	3回	12名
いちごプロジェクトうちわ・チラシ配布	5回	17名
社会貢献講演会「命をみつめて」	1回	7名
税金クイズ開催 社会貢献講演会会場で実施	1回	7名

部員数 推移

	3年3月末	4年3月末	5年3月末
青年部	15名	16名	20名
女性部	30名	31名	31名

(4) 福利厚生事業

① 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度委託保険3社との連携を密にするため、福利厚生制度推進連絡協議会を令和4年9月22日に開催しました。



## ② 保険 3 社の加入状況について

### 保険 3 社の加入状況（令和 5 年 3 月末日現在）

	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
加入企業数	1 2 3 社	1 2 2 社	1 5 4 社
会員加入率	1 9 . 5 %	1 9 . 6 %	2 4 . 6 %

## (5) 会員支援事業

会員企業の経理担当職員の表彰

公益社団法人新津法人会会員企業に勤務する勤続 10 年以上の経理担当で、経営者が特に推薦する人を対象に毎年 1 回表彰を行っています。

優良経理担当者表彰式

開催日 令和 4 年 6 月 1 4 日

会場 割烹 一楽（新潟市秋葉区）

被表彰者 4 名（4 事業所）

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいうまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

## (6) 会員交流事業

会員と一般市民との活発な交流と親睦を深めるためのゴルフ大会を開催しています。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためハーフコンペで実施しました。

第 2 3 回（公社）新津法人会会員親睦ゴルフ大会

開催日 令和 4 年 9 月 8 日（木）

会場 新津カントリークラブ

参加者 6 名

## IV 管理関係

### [1] 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し、情報の発信や会活動の PR に努めました。

新潟県の立ち入り検査を令和 4 年 9 月 1 6 日（金）に新津商工会議所 3 F 小ホールにて受検し、概ね正当・妥当に処理されているとの講評結果でした。

## [2] 諸会議等の開催状況

### (1) 第11回通常総会

開催日 令和4年6月14日(火)  
会場 割烹「一楽」(新潟市秋葉区)  
出席者数 352名(委任状含む)  
決議事項  
第1号議案 令和3年度決算報告承認の件  
第2号議案 新役員選任の件  
第3号議案 その他

#### 報告事項

- ① 理事会承認事項  
令和3年度事業報告  
令和4年度事業計画  
令和4年度収支予算
- ② その他

### (2) 理事会

#### [第1回]

開催日 令和4年4月22日(金)  
場所 割烹「新瀧」(五泉市)  
出席者数 14名  
審議議題 第1号議案 令和3年度事業報告承認の件  
第2号議案 令和3年度収支決算承認の件  
第3号議案 その他  
報告事項 ① 令和4年度優良経理担当者表彰について  
② 令和4年度通常総会の日程について  
③ 令和4年度通常総会上程議案について  
④ 令和4年度通常総会来賓ご案内さきについて  
⑤ 県連通常総会の日程について

#### [第2回]

開催日 令和4年9月22日(木)  
場所 ガーデンホテル「マリエール」(五泉市)  
出席者数 14名  
審議議題 第1号議案 秋の特別講演会開催の件  
第2号議案 新入会員承認の件  
第3号議案 その他  
報告事項 ① 会員の増強について  
② 事業報告について  
③ 今後の各種事業について

#### [第3回]

開催日 令和5年3月28日(火)  
場所 割烹「一楽」(新潟市秋葉区)  
出席者数 13名

審議議題	第1号議案 令和5年度事業計画（案）並びに令和5年度収支予算（案）承認の件
	第2号議案 令和5年度通常総会の日程並びに講演会について
	第3号議案 令和5年度任期満了に伴う役員改選及び内規の改訂の件
	第4号議案 新入会員承認の件
	第5号議案 事務局員の継続雇用について
	第6号議案 その他
報告事項	① 会員増強推進について
	② 令和5年度全法連・県連功労者表彰に関する件
	③ 事業報告について（令和4年度下半期）

### (3) 正副会長会議

#### [第1回]

開催日	令和4年4月22日（金）
場 所	割烹 「新瀧」（五泉市）
審議議題	第1号議案 令和3年度事業報告承認の件
	第2号議案 令和3年度収支決算承認の件
	第3号議案 その他
報告事項	① 令和4年度優良経理担当者表彰について
	② 令和4年度通常総会の日程について
	③ 令和4年度通常総会上程議案について
	④ 令和4年度通常総会来賓ご案内さきについて
	⑤ 県連通常総会の日程について

#### [第2回]

開催日	令和4年9月22日（木）
場 所	ガーデンホテル「マリエール」（五泉市）
出席者数	14名
審議議題	第1号議案 秋の特別講演会開催の件
	第2号議案 新入会員承認の件
	第3号議案 その他
報告事項	① 会員の増強について
	② 事業報告について
	③ 今後の各種事業について

#### [第3回]

開催日	令和5年3月28日（火）
場 所	割烹 「一楽」（新潟市秋葉区）
出席者数	13名
審議議題	第1号議案 令和5年度事業計画（案）並びに令和5年度収支予算（案）承認の件
	第2号議案 令和5年度通常総会の日程並びに講演会について
	第3号議案 令和5年度任期満了に伴う役員改選及び内規の改訂の件
	第4号議案 新入会員承認の件
	第5号議案 事務局員の継続雇用について
	第6号議案 その他

- 報告事項 ① 会員の増強について  
 ② 令和5年度全法連・県連功労者表彰に関する件  
 ③ 事業報告について（令和4年度下半期）

(4) 監事会

開催日 令和4年4月19日（火）  
 場所 新津商工会議所3階会議室（新潟市秋葉区）  
 内容 令和3年度 新津法人会事業並びに収支決算監査について

(5) 委員会

事業厚生研修委員会

開催日 令和4年9月22日（木）  
 場所 ガーデンホテル「マリエール」（五泉市）  
 議題 1. 大同生命保険(株)取り扱い制度の説明について  
 2. AIG損害保険(株)取り扱い制度の説明について  
 3. アフラック生命保険(株)取り扱い制度の説明について

(6) 全法連・県法連会議等

年月日	件名	出席者数	会場
令和4.5.20	県法連 総務委員会	1	新潟法人会館
5.25	県法連 理事会	1	ホテルイタリア軒
6.15	県法連 通常総会	6	ホテルイタリア軒
6.17	県法連 税制委員会	1	新潟法人会館
7.14	県法連 厚生委員会、大型保障制度特別推進会議	4	ANAクラウンプラザホテル新潟
8.23	局法連 通常役員総会	1	ホテルブリランテ武蔵野
8.25	県法連 組織・厚生合同委員会	2	ANAクラウンプラザホテル新潟
9.13	県法連 事務局会議並びに研修会	2	ANAクラウンプラザホテル新潟
9.26	県法連 理事会	1	ホテルイタリア軒
10.13	全法連 全国大会	1	千葉市幕張メッセ
11.10	県法連 「税を考える週間」記念講演会	3	アオーレ長岡市民交流ホール
12.1	局法連 事務局担当者研修会	2	WEBセミナー
12.5	県法連 年末特別講演会（村尾信尚氏）	10	ANAクラウンプラザホテル新潟
12.14	県法連 事務局長会議	1	ANAクラウンプラザホテル新潟
令和5.2.2	県法連 総務委員会	1	ANAクラウンプラザホテル新潟
2.14	全法連 税制セミナー	1	WEBセミナー
3.3	全法連 事務局セミナー	2	WEBセミナー
3.4	県法連 地域社会貢献特別講演会（舞の海秀平氏）	4	ANAクラウンプラザホテル新潟

(7) その他の関係会議等

年月日	件名	出席者数	会場
令和 4.6.2	新津税務署管内 税務協力団体協議会 総会	2	新津地区市民会館
6.2	新津税務署管内 租税教育推進協議会 総会	1	新津地区市民会館
6.24	新津商工会議所 通常総会	1	割烹一楽
9.13	新津税務署管内 税務協力団体協議会 役員会	1	割烹井浦
11.1	新津商工会議所 臨時議員総会	1	割烹一楽
11.16	新津税務署管内 令和4年度納税表彰式	4	秋葉区文化会館

令和4年度功労者表彰受賞

《令和4年度 関東信越国税局長納税表彰》

公益社団法人新津法人会 副会長 佐藤 俊一 氏

《令和4年度 全法連税法務研修参加率 優秀賞》

公益社団法人新津法人会

《令和4年度 全法連青年部会連絡協議会単位会部門純増基準奨励賞》

公益社団法人新津法人会 青年部

《令和4年度 新潟県法連健康経営プロジェクト 金賞》

公益社団法人新津法人会

《令和4年度 新潟県連大型保障制度推進運動 銀賞》

公益社団法人新津法人会

# 令和5年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会  
公益社団法人 新潟法人会

## 総論

### 第一 はじめに

日本の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の悪化と、需要が冷え込み、国難とも言うべき極めて厳しい状況です。

感染症拡大の長期化は、地域の中小企業・小規模事業者の受注や売り上げに多大な影響を及ぼし、業況、業績の悪化を招いております。さらにロシア・ウクライナの紛争の長期化により、諸物価の高騰につながり、先が見えない不安の中で、多くの事業所が事業継続及び雇用維持に向けて懸命に取り組んでいます。引き続き、手厚い新型コロナウイルス感染症対策支援が求められます。

特に地域の中小企業・小規模事業者においては、専門人材不足による人件費の負担増や、原材料の価格上昇などから、利益が圧迫されるとともに、事業承継問題等も抱え、業況の改善に向けて、効果的な政策を早急に実施すべきです。

「働き方改革関連法」が順次施行されて、DX（デジタルトランスフォーメーション）といったデジタル技術による業務やビジネスモデルの変革も求められます。DXと働き方改革を一体の取り組みと考え、企業の現状と課題を、どのように解決していくかが重要と考えます。

コロナウイルス終息には、長期間を要する状況で、感染の動向に応じ、経済対策を躊躇なく、実行することが求められます。

基本的に、緊縮財政や増税に頼るのではなく、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要です。

また、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題です。

### 第二 行財政改革の徹底

令和4年度予算編成は、歳入107.5兆円のうち、税収は65.2兆円、国債の新規発行額は36.9兆円であり、公債依存度は34.3%となり、令和4年度末の国及び地方の長期債務残高は1,244兆円となる見込みです。

経済財政運営に当たっては、最大の目標であるデフレからの脱却を成し遂げ、危

機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期する。経済あつての財政であること、経済をしっかりと立て直す、そして財政健全化に向けて取り組んでいくことが、閣議決定されている。

また、経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）に脱炭素推進の投資拡大等を明記した。歳出増により、国と地方の基礎的財政収支の黒字化の2025年度達成は難しく、歳出入の抜本的な改革に切り込めなければ、黒字化は30年代以降にずれ込む可能性がある。

上記を踏まえ、政府には、引き続き本気で行財政改革に取り組むよう求める。その具体策として、次のとおり要求する。

- 1、年金の高所得高齢者への給付削減および給付額の基準確認
- 2、医療分野の規制改革推進（診療報酬体系の見直し・ジェネリック普及など）
- 3、介護保険制度の見直し
- 4、生活保護の給付水準の見直しと給付状況の確認徹底
- 5、少子化対策は企業主導型保育事業の検討と安定財源確保
- 6、議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
- 7、特殊法人改革等の推進
- 8、積極的な民間活力の導入
- 9、特別会計の抜本的改革
- 10、予算執行についてのチェック体制強化
- 11、国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

### 第三 中小企業支援策について

緊急経済対策において資金繰り支援・給付金や補助金措置、雇用調整助成金の特例措置が導入されています。これら制度の手続きの迅速化・簡素化を図り実効性を上げる必要があります。また、税制面では納税猶予・欠損金の繰り戻し還付適用対象の拡大、固定資産税の軽減措置や社会保険料の支払い猶予も必要、コロナウィルス感染終息が見えない中で、必要に応じ、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していく必要があります。

### 第四 社会保障制度改革推進について

社会保障制度改革の問題については、人口減少と少子、高齢化の同時進行、格差の拡大が進む中で国民は将来の不安がますます増大してきている。

既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引上げ、保険料増額等の改革を行ってきてはいるが、公的福祉制度の民間移譲など、地方財政の削減、民間雇用促進に繋がるような施策について、更に突っ込んだ改革に取り組んでいく必要がある。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要です。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があります。

## 第五 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多くあります。

特に新型コロナウイルス拡大による深刻な影響と自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

事業を継続していくための対策の拡充が必要とされています。

### 1、法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の導入の経緯を確認し、特例の税率 15%を本則化すべきです。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600 万円程度に引き上げる必要があります。

### 2、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度の拡充が必要となります。

### 3、賃金引上げのための優遇見直し

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要です。

### 4、役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられています。役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきです。

### 5、インボイス制度の導入

インボイス制度は、詳細部分に理解の難しい部分があり、実務上不便があります。周知徹底のために研修等の対応強化が必要です。

## 第六 消費税制について

1、軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担が増大するとともに、単一税率と比較して膨大な税収を失い、社会保障と税の一体改革を大きく後退させている。対象品目の判定が難しく複雑化とていることで、制度の廃止を求める声が根強く、軽減税率制度は見直すべきであり、弾力的な対応を求めます。

2、令和 5 年 10 月に導入が予定されている、インボイス制度についても、事業者の事務負担やコストが増加することから、免税事業者が商取引から排除される恐れがあり導入を廃止し、現行の帳簿等保存方式を維持すべきである。

## 第七 事業承継税制について

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきている。親族外の第三者に事業を引き継ぐ場合、「借入金の個人保証の引継ぎが困難」、「後継者による自社株式の買取りが困難」、「後継者による事業用資



産の買取りが困難」、「自社株評価費用の負担が大きい」といった、財産の承継に関係した課題に直面している事業者が多いことから、中小企業・小規模事業者の親族・第三者への事業継承に対して、自社の価値観、資産を見直す機会を得てもらう仕組みを構築するとともに後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきである。

## 第八 地方税制について

### 1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっている。実際の価格と乖離した評価による課税標準額の決定は、納税者の不信感を招いていることから、評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行い、評価体制の一元化を図るべきである。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

### 2 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

## 第九 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用を開始しているが、普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は定着に向けて、本腰を入れて取り組んでいく必要がある。一方、中小企業・小規模事業者の中でもパートやアルバイトを多数採用し、人員の入れ替わりが煩雑な業種にとっては、マイナンバー制度が導入されたことにより個人情報収集・管理や、雇用者への周知徹底など事業者には課された責任が重くなっています。

制度運用に伴い、行政機関等への提出書類等の事務処理の簡素化を推し進めるとともに、マイナンバー流出に対するセキュリティ対策を強化すべきです。今後のマイナンバーカード取得による利便性向上の計画・時期などを明示する必要があります。

# 【 個 別 事 項 】

## 第一 法人税関係

- 1 ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。
- 2 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。
- 3 不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。
- 4 会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。3カ月以内への変更によるデメリットはほとんど無いと思われることから、早急に実現を希望します。

## 第二 所得税関係

- 1 土地・建物等の損益通算  
土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。
- 2 不動産所得の負債利子の損益通算  
土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。  
これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。
- 3 医療費控除  
医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

## 第三 相続税・贈与税関係

- 1 親族外への事業承継に対する措置の充実
- 2 贈与税の控除額引上げ  
(1) 昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。
- 3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ  
法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。
- 4 課税財産の見直し  
(1) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

以上

## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### 〔法人課税〕

#### 1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

#### 2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

#### 3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定</li> </ul>

<p>る償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。</p>	<p>の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。 また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。</p>
--	---

## [消費税]

### 1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。</li> </ul>

## [相続税・贈与税]

### 1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。</li> </ul>

## [その他]

### 1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。</li> </ul>

## 2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・ インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置（電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする）が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。</li></ul>